

## PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 550 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク ([www.pwc.com](http://www.pwc.com)) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザリーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
金融部  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス  
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、  
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の  
組織は分離独立した法的組織となっています。

## 2008 年度税制改正

投資法人および特定目的会社等における  
外国税額控除制度について

2008 年度税制改正により、投資法人および特定目的会社等<sup>※</sup>(以下「投資法人等」)の外国税額控除の適用方法の見直しが行われました。改正前は、外国税額控除の適用に際して投資法人等の法人税額から外国税額を控除することとされていましたが、改正後は投資法人等が行う利益の配当等の額にかかわる源泉所得税の額を限度としてその源泉所得税の額から外国税額を控除することとなりました。

本ニュースレターでは、投資法人等の外国税額控除制度の改正点について、その概要をご紹介します。

<sup>※</sup> 投資法人、特定目的会社、特定目的信託にかかわる受託法人および、特定投資信託にかかわる受託法人を含みます。

## 改正の趣旨

国際的な二重課税の排除のため、投資法人等が外国の法令により課される法人税等を納付することとなる場合には、投資法人等が直接払うものに関しては従来から他の内国法人と同様に外国税額控除の適用が認められていました。

改正前の制度では、投資法人等のための外国税額控除の控除限度額計算の特例を定め、支払配当等の損金算入の規定を適用せずに計算した所得金額を基準として外国税額控除の限度額計算を行うとされていました。改正前の制度のもとでは、海外で納付した税額について投資法人等の段階で還付を受け、その還付額を投資家に分配することが可能であったため、投資法人等の投資家は投資法人等を経由して日本で支払う税額を超えて第三国で納付した外国税額について還付を受けることが可能となっていました。

この点について今回の改正で見直され、外国税額控除の適用を投資法人等の法人税課税の段階ではなく、投資家に対する配当に関する源泉所得税の調整を行うこととし、投資法人等が納付した外国法人税の額を、投資家への配当にかかわる源泉所得税の額を限度としてその源泉所得税の額から控除することとされました。

## 改正の内容

### (1) 控除される外国法人税の額

今回の改正によって、投資法人等が納付した外国法人税の額は、その投資法人等の利益の配当の額にかかわる源泉所得税の額を限度として当該源泉所得税の額から控除されます。

投資法人等の利益の配当の額にかかわる源泉所得税の額から控除する外国法人税の額(以下「控除外国法人税の額」)は、利益の配当の額の支払いを受ける居住者、内国法人および非居住者又は外国法人の区分に応じて、それぞれの者ごとに下記の算式で計算した金額を合計した金額とされます。ただし、その合計した金額が投資法人等の納付した外国法人税の額を超える場合には、当該外国法人税の額が上限とされます。

$$\frac{\text{控除外国法人税の額にかかわる利益の配当の額}}{1 - \text{利益の配当の額にかかわる源泉徴収税率}} - \text{控除外国法人税の額にかかわる利益の配当の額}$$

### (2) 源泉徴収の対象となる投資法人等の利益の配当の額

上記の規定の適用がある場合には、源泉徴収の対象となる投資法人等の利益の配当の額の計算に際しては、源泉所得税の額から控除した控除外国法人税の額はその利益の配当の額に加算されます。

### (3) 書類の保存義務

控除外国法人税の額の控除の適用を受けた投資法人等は、外国法人税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類を、外国法人税の額を控除した日の属する年の翌年から7年間、その納税地に保存しなければなりません。

## 適用関係

上記の改正は、投資法人等が2008年4月30日(改正法の公布日)以後に開始する事業年度において納付する外国法人税の額について適用されます。ただし、既に改正前の規定により外国税額控除の適用を受けたものについては適用されません。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

**税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

|               |              |                        |                               |
|---------------|--------------|------------------------|-------------------------------|
| パートナー         | 藤本幸彦         | 03-5251-2423           | sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com |
|               | 大石克洋         | 03-5251-2565           | katsuyo.oishi@jp.pwc.com      |
|               | 松田結花         | 03-5251-2556           | yuka.matsuda@jp.pwc.com       |
|               | 飯村鉄雄         | 03-5251-2834           | tetsuo.iimura@jp.pwc.com      |
|               | 鬼頭朱実         | 03-5251-2461           | akemi.kitou@jp.pwc.com        |
|               | 高木宏          | 03-5251-2788           | hiroshi.takagi@jp.pwc.com     |
|               | レイモンド・カーン    | 03-5251-2909           | raymond.a.kahn@jp.pwc.com     |
|               | スチュアート・ポーター  | 03-5251-2944           | stuart.porter@jp.pwc.com      |
| マネージング・ディレクター | マーク・リム       | 03-5251-2867           | lim.marc@jp.pwc.com           |
| シニア・マネージャー    | 中村賢次         | 03-5251-2589           | kenji.nakamura@jp.pwc.com     |
|               | 川崎陽子         | 03-5251-2450           | yoko.kawasaki@jp.pwc.com      |
|               | 高野公人         | 03-5251-2698           | kimihito.k.takano@jp.pwc.com  |
| マネージャー        | 齋木信幸         | 03-5251-2570           | nobuyuki.saike@jp.pwc.com     |
|               | 箱田晶子         | 03-5251-2486           | akiko.hakoda@jp.pwc.com       |
|               | 佐々木真美        | 03-5251-2471           | mami.sasaki@jp.pwc.com        |
|               | 今村恭子         | 03-5251-2855           | kyoko.imamura@jp.pwc.com      |
|               | 松永智志         | 03-5251-2586           | satoshi.matsunaga@jp.pwc.com  |
|               | 遠山壮一         | 03-5251-6212           | soichi.toyama@jp.pwc.com      |
|               | 野中貴史         | 03-5251-2417           | takashi.nonaka@jp.pwc.com     |
|               | 鈴木宏子         | 03-5251-2156           | hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com    |
|               | 藤野孝太郎        | 03-5251-2036           | kotaro.fujino@jp.pwc.com      |
|               | 伊藤耕一郎        | 03-5251-6525           | koichiro.ito@jp.pwc.com       |
| ダニエル・ルーツ      | 03-5251-6640 | daniel.lutz@jp.pwc.com |                               |